

第三次  
大分県特別支援教育  
推進計画  
(改訂版 (案))

令和〇年〇月  
大分県教育委員会

## 第1章 第三次大分県特別支援教育推進計画改訂版の策定について

### 1 特別支援教育に係る現状と課題

「第三次大分県特別支援教育推進計画」（以下「第三次推進計画」という。）は平成30年2月に策定され、「障がいのある子どもの自立や社会参加に向け、一人一人の教育的ニーズに応える物的・質的環境を整え、インクルーシブ教育システムの構築をめざす」という基本方針の下、「障がいのある子どもの学ぶ権利を保障する教育環境の整備」、「特別支援教育の充実に向けた教職員の専門性の向上」を重点目標として取組を進めてきたところである。

特別支援教育を取り巻く状況に目を向けると、平成30年の計画策定当初から大きく変化をしている。

インクルーシブ教育に係る状況を見ると、少子化により全国的に学齢期の児童生徒数が減少する中、特別支援教育に関する理解や認識の高まり等を背景に、特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒数、通級による指導を受けている児童生徒数、通常学級において支援を必要とする児童生徒数は増加している。本県においても、同様に特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒数、通級による指導を受けている児童生徒数、通常学級において支援を必要とする児童生徒数は増加傾向にあり、特別支援教育に関わるニーズも年々高まっていることが考えられる。

令和3年1月には中央教育審議会より『「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）』が出され、新時代の特別支援教育の在り方についてさまざまな提言がなされた。

また、令和3年6月には、障がいのある子ども一人一人の教育的ニーズを踏まえた適切な教育の提供や就学後を含む一貫した教育支援の充実が図られるように「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」が策定され、学びの場を判断する際の基本的考え方や就労や進学等で支援の主体が変わっていく中での情報共有の在り方などが示されるなど、インクルーシブ教育に係る教育環境の整備が進みつつある。

さらに、答申に示された提言を受ける形で特別支援学校の教育環境の改善といった観点から、特別支援学校の学級編制や施設・設備など必要最小限の基準を定めた「特別支援学校設置基準」が令和3年9月に公布され、令和4年4月より施行（一部令和5年4月より施行）されたところである。

一方で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、教育現場においても、臨時休業による授業時数の確保、集団で実施する学習や学校行事の制限などを背景とした子どもたちの学びの保障、教職員の研修機会の減少等さまざまな課題に直面している。

### 2 改訂版の策定

「第三次推進計画」の改訂版を策定するに当たって、上記の特別支援教育の現状と課題を踏まえ、方策と評価指標の妥当性、実効性について、令和3年2月に第三次大分県特別支援教育推進計画に関するフォローアップ委員会より出された「第三次大分県特別支援教育推進計画中間評価及び今後の特別支援教育の在り方に関する報告書」に沿って検討を行った。

検討の結果、基本方針と2つの重点目標については継続しながら、「第三次大分県特別支援

教育推進計画改訂版」として、令和5年度及び6年度に取組を進めていくこととした。(下図参照)

## 「第三次大分県特別支援教育推進計画」改訂版(概要)

### 基本方針

障がいのある子どもの自立や社会参加に向け、  
一人一人の教育的ニーズに応える物的・質的環境を整え、  
インクルーシブ教育システムの構築をめざす

#### I 障がいのある子どもの学ぶ権利を保障する 教育環境の整備

- (1) 幼稚園、小・中学校等、高等学校
  - ① 特別支援学級、通級による指導の教室のあり方
  - ② 管理職の特別支援教育への意識向上
  - ③ 公立高等学校における特別支援教育の推進
- (2) 特別支援学校
  - ④ 別府支援学校本校の存続
  - ⑤ 大分市内に知的障がい特別支援学校を新設  
南石垣支援学校について、別府羽室台高校跡地へ移転
- (3) 特別支援教育ネットワークの構築
  - ⑥ 幼稚園、小・中学校等、高等学校や特別支援学校における「チーム支援体制」の構築

#### II 特別支援教育の充実に向けた 教職員の専門性の向上

- (1) 多様な障がいへの対応
  - ⑦ 外部人材の活用による幼稚園、小・中学校等、高等学校における障がいのある幼児児童生徒への対応の強化
  - ⑧ 特別支援学校教諭免許状保有率の向上
  - ⑨ 特別支援学校における「個別の指導計画」の充実と活用のさらなる推進
- (2) 全ての教職員を対象とした研修
  - ⑩ 幼稚園、小・中学校等、高等学校の特別支援教育コーディネーターへの研修

第2章 第三次大分県特別支援教育推進計画改訂版

I 障がいのある子どもの学ぶ権利を保障する教育環境の整備

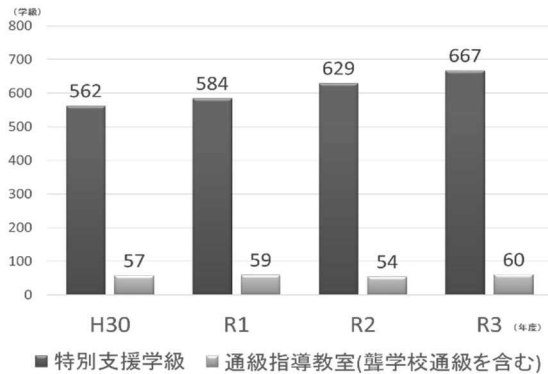
(1) 幼稚園、小・中学校等、高等学校

① 特別支援学級、通級による指導の教室のあり方

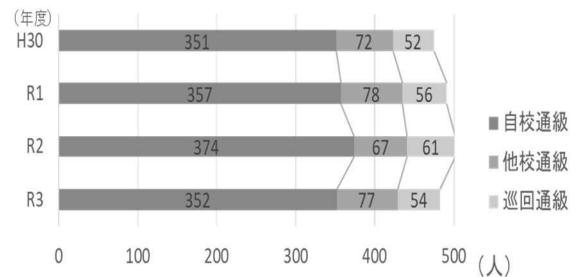
方策
他校通級による指導を活用できる環境の整備 (巡回通級による指導を受けることができる子どもの増加)

ア 現状と課題

第三次推進計画では、策定当初より地域のニーズに応じた特別支援学級、通級による指導教室（以下「通級指導教室」という。）の設置に取り組んできた。毎年実施をしている「特別支援学級及び通級指導教室に関する調査」によると、特別支援学級の設置数は増加傾向にあり、令和3年度には、667学級が設置されている。一方、通級指導教室の設置数については、近年は大きく増加することなく、60教室近くを推移している。同調査によると、通級による指導を受けている小・中学校等の児童生徒数は増加傾向にあり、近年は500人近い児童生徒が通級による指導を受けている。さらに、「特別支援教育体制整備状況調査」（以下、「体制整備状況調査」という。）によると、通常学級に在籍して、特別な教育的支援を必要とする児童生徒数は増加傾向にあることから、通級による指導の更なる充実が望まれる。



▲図1 特別支援学級数と通級指導教室の推移 (小・中学校等)



▲図2 通級指導を受ける児童生徒数 (小・中学校等)

イ 具体的取組

通級指導教室は①通学する学校で通級による指導を受ける「自校通級」、②他の学校で通級による指導を受ける「他校通級」、③担当教員が該当の児童生徒が在籍する学校を巡回して指導を行う「巡回通級」の3つの形態に分けられる。本県の通級指導教室の多くは「自校通級」であり、通級指導教室の設置のない学校の児童生徒に効率的に支援ができる「巡回通級」による指導の促進を図っていく。

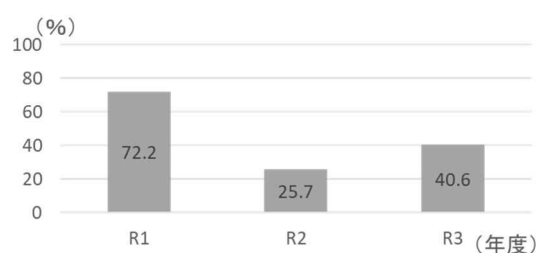
巡回通級による指導を受ける児童生徒数を増やしていくために、市町村教育委員会と連携しながら、巡回指導のあり方を研究・実践し、効果的なモデルを提示していくようにする。

## ② 管理職の特別支援教育への意識向上

方策
管理職や管理主事への専門的研修の実施

### ア 現状と課題

第三次推進計画に基づき、管理職の特別支援教育への意識向上のため、専門的研修の実施に取り組んできた。体制整備状況調査では、小・中学校、高等学校の管理職が1年以内に特別支援に関する行政研修を受講した割合は、令和元年度は7割を超えていたものの、令和2、3年度については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、研修の機会が減少したこともあって、5割にも満たない状況となっている。



▲図3 小・中学校、高等学校の管理職が特別支援に関する行政研修を受講した割合

### イ 具体的取組

管理職の特別支援教育に関する行政研修の受講の促進を図るために、研修内容をインターネット上で公開するなど、新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応の中にあっても、市町村教育委員会が活用しやすく、管理職が受講しやすい研修の体制整備に取り組んでいく。

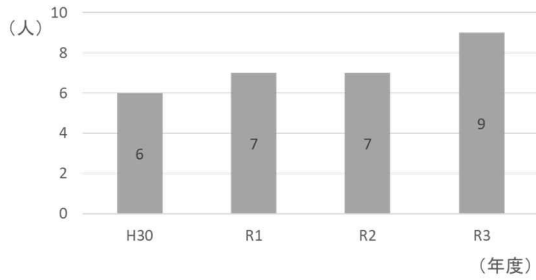
## ③ 公立高等学校における特別支援教育の推進

方策
特別支援教育支援員の配置の促進

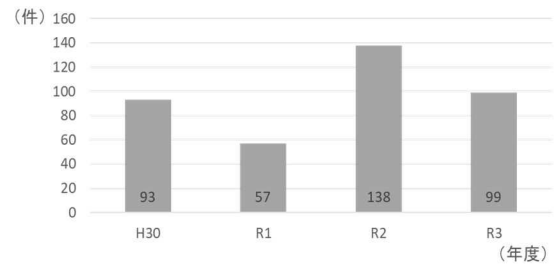
### ア 現状と課題

体制整備状況調査によると、高等学校における特別な教育的支援を必要とする生徒の数は24校、120名となっており、近年増加傾向にある。これらの生徒に対しては、すべての生徒で個別の指導計画が作成されている。

授業中に生徒へ直接的に支援を行う特別支援教育支援員については、申請のあった全ての学校に対して配置し、その数も増加傾向にある。また、高等学校への巡回相談数も増加傾向にあることから、特別支援教育支援員の配置等、高等学校における支援の充実を図る必要がある。



▲図4 高等学校における特別支援教育支援員の配置人数



▲図5 高等学校からの巡回相談件数（来校相談含む）

## イ 具体的取組

高等学校の特別支援教育支援員の配置については、引き続き関係課と協議をしながら支援体制を維持しつつ、管理職対象の会議や特別支援教育コーディネーターが参加する研修の機会などを利用して、特別支援教育支援員配置のメリットや活動事例などを周知し、学校への配置促進に取り組んでいく。

## (2) 特別支援学校

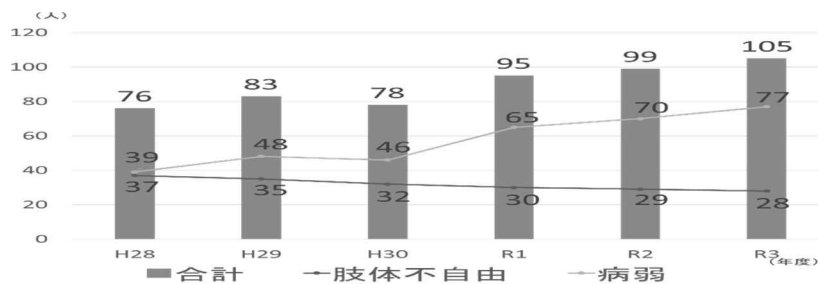
### ④ 別府支援学校本校・鶴見校・石垣原校における障がい種ごとの教育の充実を見据えた適切な再編整備

方策
○別府支援学校本校は廃止せずに存続。
○同校に在籍する児童生徒の内、本人の希望があり、併設する病院に主治医がある場合に限り、石垣原校、鶴見校における通学生としての受入れを認める。

## ア 現状と課題

別府支援学校本校・鶴見校・石垣原校の再編整備については、別府支援学校本校を廃止し、鶴見校を肢体不自由児対象の特別支援学校、石垣原校を病弱児対象の特別支援学校の本校としてそれぞれ設置する方向で検討を進めてきた。

ところが、近年、別府支援学校本校において、病弱児童生徒数が増加傾向にあり、教室数の不足も見られるなど計画策定当初と学校を取り巻く状況が変わってきた。このような状況を踏まえ、フォローアップ委員会からも、別府支援学校の存続について再検討の必要があるといった意見が提示されている。



▲図6 別府支援学校本校の児童生徒数の推移（障がい種別）

## イ 具体的取組

上記のような状況を踏まえ、近年増加傾向にある発達障がいや併せ持った、精神疾患のある病弱の児童生徒の受け皿を確保するために、別府支援学校本校は廃止せずに存続する。

また、病院併設の石垣原校、鶴見校において、新たに通学生の受入れを認めることで、これまで以上に医教連携を深め、個々の児童生徒の病状や障がいの特性に合った指導・支援が行われるようにする。

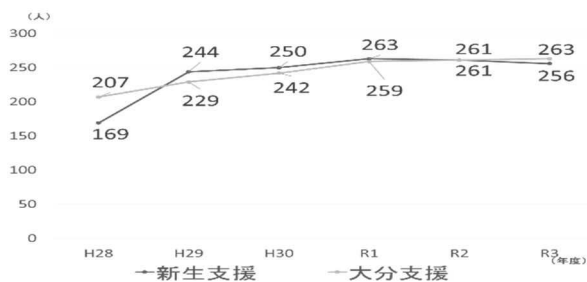
### ⑤ 知的障がい特別支援学校における運動場、体育館の狭さや教室不足解消のための再編整備

方策
○児童生徒数増加対策として、大分市内に知的障がい特別支援学校を新設
○南石垣支援学校について、別府羽室台高校跡地へ移転

## ア 現状と課題

大分市内の2校の特別支援学校（新生支援学校、大分支援学校）においては、それぞれ250名以上の児童生徒が在籍し、県内最大規模の学校となっている。両校においては、教室不足の状況が続いており、教室の間仕切りや特別教室の転用で、教室不足に対応している実態がある。

南石垣支援学校については、校舎の建て替え等により十分な広さのある運動場、体育館を備えた学校へ整備する方向で検討を進めてきたが、「中間評価報告書」においては、「特別支援学校設置基準」の内容によっては整備の方向性を再検討する必要があると示された。その後、国から公布された特別支援学校設置基準に照らすと、運動場の面積が基準を満たしていない状況となっている。



▲図7 新生支援、大分支援の児童生徒数推移

学校名	運動場		校舎	
	保有面積 (㎡)	必要面積※ (㎡)	保有面積 (㎡)	必要面積※ (㎡)
南石垣支援	2250	3600	6339	3933
羽室台	30800		16342	

※「特別支援学校設置基準」における必要面積

▲図8 南石垣支援と旧羽室台高校の運動場・校舎の面積の比較

## イ 具体的取組

大分市内については、児童生徒数の増加とそれに伴う教室不足へ対応するため、第三次推進計画で設置を計画した大分地区新設特別支援学校の令和6年4月の開校に向けて準備を進める。

南石垣支援学校については、現敷地内では、校舎の建て替え等で基準を満たす運動場を確保することは困難であるため、別府羽室台高等学校跡地への移転を行う。これにより、設置基準を満たす運動場や十分な広さのある体育館等を備えた学校となり、これまで以上に幅広い教育活動が期待できる。なお、別府地区に係る方針は、別府支援学校の存続も含め、昨年度決定、公表されており、すでに移転に向けた準備に着手している。

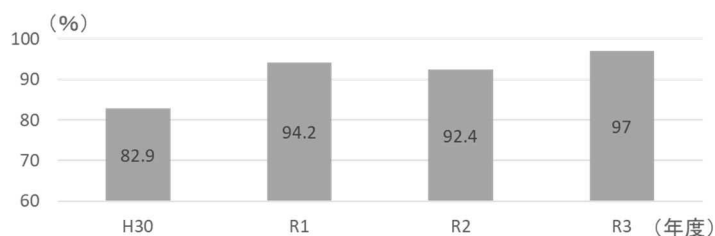
### (3) 特別支援教育ネットワークの構築

#### ⑥ 幼稚園、小・中学校等、高等学校や特別支援学校における「チーム支援体制」の構築

方策
小・中学校等への専門的な指導助言システムの強化

#### ア 現状と課題

通常学級に在籍して特別な教育的支援を必要としている幼稚園、小・中学校等・高等学校の幼児児童生徒の個別の指導計画の作成率は、令和3年度は、約97%となっている。小・中学校学習指導要領において、特別支援学級及び通級による指導を受けている児童生徒においては、個別の指導計画の作成が義務づけられている。また、通常学級における特別な教育的支援を必要とする全ての児童生徒についても、個別の指導計画の作成に努めるよう示されており、個別の指導計画の作成とともに、適切な支援が受けられる環境作りが必要である。



▲図9 通常学級に在籍して特別な教育的支援を必要としている幼稚園、小・中学校等・高等学校の幼児児童生徒の個別の指導計画の作成率

#### イ 具体的取組

特別な教育的支援を必要とする全ての児童生徒に個別の指導計画が作成されるように、会議や研修の場面で、市町村教育委員会へ周知をする。また、令和2年度より各教育事務所のエリアごとに配置された個別の指導計画推進教員の役割や活動事例なども紹介するとともに、各教育事務所と連携しながら、積極的な活用を促し、個別の指導計画の質の向上を目指していく。

## Ⅱ 特別支援教育の充実に向けた教職員の専門性の向上

### (1) 多様な障がいへの対応

- ⑦ 外部人材の活用による幼稚園、小・中学校等、高等学校における障がいのある幼児児童生徒への対応の強化

方策
外部人材を活用した授業研究会や校内委員会などの実施を推進

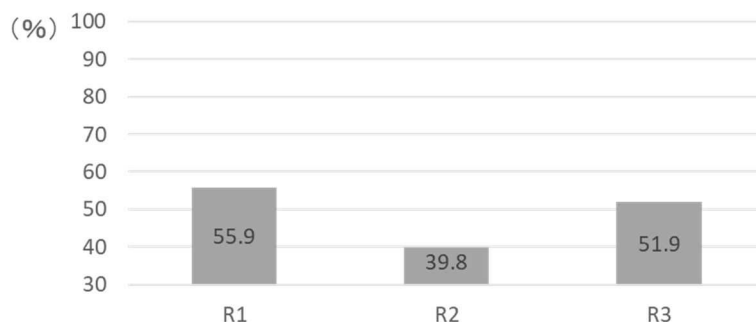
#### ア 現状と課題

第三次推進計画では、外部人材を活用することで、幼稚園、小・中学校等、高等学校にお



ける幼児児童生徒への対応の強化に努めてきた。特に、教育事務所エリアごとに、学識経験者や福祉関係者等から成る専門家チームを設置し、幼児児童生徒への支援に係る相談会（以下、「専門家チーム会議」という。）を年間2回実施してきた。専門家チーム会議を活用した幼稚園、小・中学校等、高等学校の割合は、全体の約50%である。

幼稚園、小中学校等、高等学校へのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置など校内支援体制の整備が進められているが、巡回相談の件数は年々増加傾向にあることから、より専門的な意見を幼児児童生徒一人一人の支援に反映させるためにも、専門家チーム会議の活用や関係機関との連携が望まれる。



▲図10 専門家チーム、関係機関や保護者との連絡調整等を行った幼、小中、高等学校の割合

## イ 具体的取組

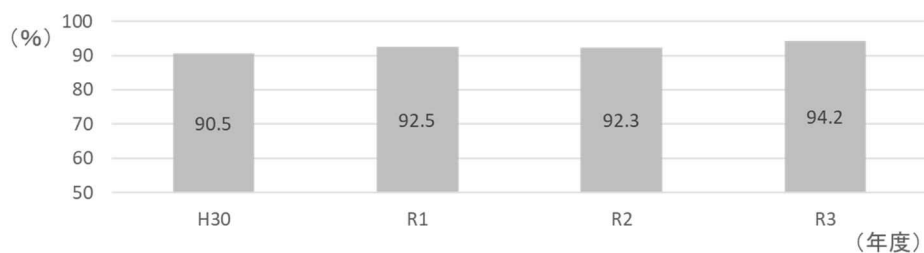
幼稚園、小・中学校等、高等学校の特別支援教育コーディネーターを対象とした研修会等で、専門家チーム会議を活用したり、関係機関と連携を図っている学校の好事例を紹介するなど、会議の意義や機会について、積極的に周知をする。

## ⑧ 特別支援学校教諭免許状保有率の向上

方策
特別支援学校教諭免許状を未取得の教諭は、原則、特別支援学校在勤2年以内に取得

## ア 現状と課題

特別支援学校在勤2年以上の教員の特別支援学校教諭免許状取得率は、ここ数年間は90%以上の高い水準を維持している。しかし、県立学校教職員人事異動実施要綱では、原則として特別支援学校教諭免許状未取得者については、特別支援学校異動後原則2年以内の免許状取得が定められていることから、100%達成が望まれる。



▲図 11 特別支援学校在勤2年以上の者の特別支援学校教諭免許状取得率

## イ 具体的取組

引き続き、管理職に対し、学校訪問等を通じて、特別支援学校免許状未取得者について、県立学校教職員人事異動実施要綱に基づいて、取得を促進するよう周知していく必要がある。

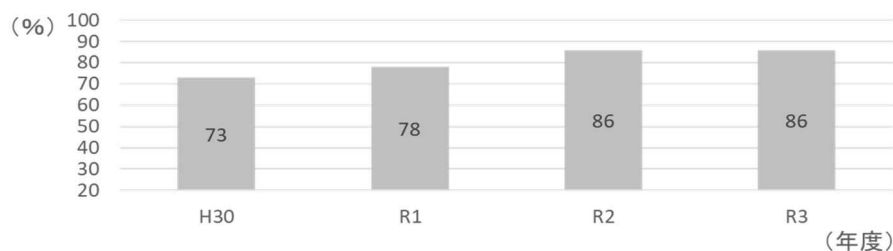
具体的な取組として、各学校ごとに特別支援学校教諭免許状未取得者の把握を行い、免許状取得に向けた年次計画を立てるようになる。

## ⑨ 特別支援学校における「個別の指導計画」の充実と活用のさらなる推進

方策
各障がい種の専門性のある主幹教諭等の配置によるOJTの実施

## ア 現状と課題

特別支援学校においては、在籍する幼児児童生徒の障がいの程度や特性、重複障がいの有無など、障がいの状況も様々であり、多様な教育的ニーズへの対応が求められている。幼児児童生徒一人一人のニーズに合った支援を行っていくためには、主幹教諭等専門性の高い教員からの指導・助言などを取り入れた質の高い個別の指導計画の作成が望まれる。



▲図 12 主幹教諭等による個別の指導計画への指導・助言を行った幼児児童生徒の割合

## イ 具体的取組

各学校に対し、個別の指導計画の作成時に主幹教諭等専門性のある教員が積極的に参画できるような体制作りをするよう学校訪問時などに周知する。

また、主幹教諭等専門性の高い教員が学校の規模ごとの指導・助言体制、障がい種ごとの指導・助言のポイント、指導の好事例などを情報共有できるような機会を設ける。

(2) 全ての教職員を対象とした研修

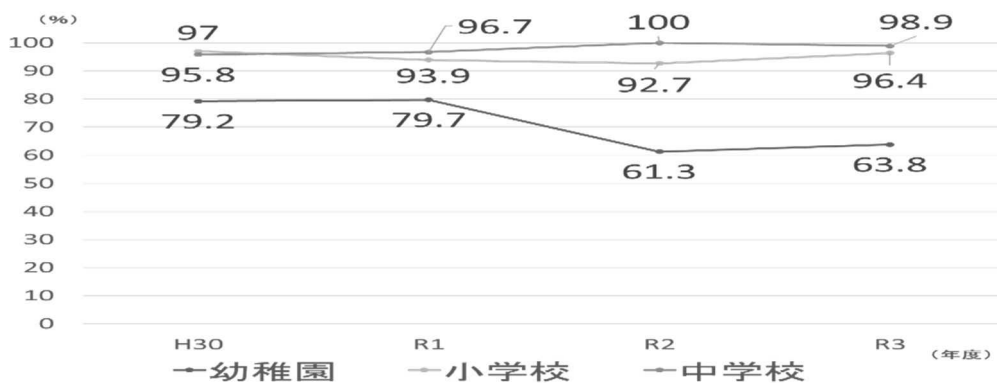
⑩ 幼稚園、小・中学校等、高等学校の特別支援教育コーディネーターへの研修

方策
幼稚園、小・中学校等、高等学校の全特別支援教育コーディネーターを対象にエリア別集合研修の実施

ア 現状と課題

第三次推進計画の取組として、各教育事務所ごとに、幼稚園、小・中学校等の特別支援教育コーディネーターを対象としたエリア別研修を実施をしてきた。また、令和3年度より高等学校の特別支援教育コーディネーターにも対象を拡大して実施している。

幼稚園、小・中学校等の特別支援教育コーディネーターの研修への参加率は全体で90%程度と高い参加率となっている。しかし、校種別に見ると、小・中学校等の参加率は90%以上と高いものの、幼稚園はここ数年は約60%にとどまっている。また、令和3年度に初めて実施した高等学校のコーディネーターの研修への参加率は14.6%であった。



▲図13 幼稚園、小・中学校のエリア別研修の参加校の割合

イ 具体的取組

幼稚園、小・中学校等の特別支援教育コーディネーターを対象とした研修については、教育事務所ごとのエリア別研修とし、それぞれの教育現場で課題となるようなテーマでの講義や協議を行うようにする。その際、地域で連続性、系統性をもって支援をしていくことを確認する。

高等学校の特別支援教育コーディネーターを対象にした研修については、管理職にも会議等で研修の意義を周知し、高等学校において課題となるようなテーマで講義や協議を行うようにする。